

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の配分基準

農林水産省〔大臣官房環境バイオマス政策課長
農 産 局 長〕 通 知
制定 令和4年12月8日4環バ第246号
4農産第3496号

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和4年12月8日付け4環バ第245号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に定める事業の実施に必要な交付金の配分基準については、次のとおりとする。

第1 都道府県配分額の決定

次に掲げる1により推進事業（別表1の（1）及び（2）の事業をいう。以下同じ。）、科学技術振興事業（別表1の（3）及び（4）の事業をいう。以下同じ。）、整備事業（別表1の（5）及び（6）に掲げる事業をいう。以下同じ。）ごとに事業の予算額を配分し、算定された額を合計し、配分対象となる事業実施計画を特定した上で、各都道府県への配分額とする。

1 事業実施計画に対する評価に応じた配分

交付等要綱第5に規定する事業実施計画について、別表1の区分欄に掲げる事業ごとに、別表2に掲げる各事業の評価項目に定める配点基準に従ってポイントを与えた上で、次に掲げる方法により算定された額を合計し、各都道府県へ配分する。

なお、評価項目に「不選定」の評価がある事業実施計画については、交付金の配分の対象としないこととする。

（1）次の順序・方法により配分額を算定・配分することとする。

ア 過年度同一事業において、複数年度実施する計画として交付決定した事業のうち2年目以降に実施する取組については、複数年計画に基づき新たに提出のあった事業実施計画について、ポイントの高い順に並べ、予算の範囲内でポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計した額を配分する。

ただし、過年度の事業成果や事業実施計画の内容等によっては、配分しない場合がある。

また、別表1の（5）及び（6）については、上記配分の対象外である。

イ アの合計額を除いた予算の範囲内で、本年度から新たに取り組む事業

実施計画について、ポイントの高い順に並べ、ポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計した額を配分する。

- (2) 同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、次のとおり配分する。

ア 同一事業の配分の場合

要望額の小さい順に予算の範囲内で配分する。なお、同一事業内において、複数の事業内容がある場合、イのとおり配分する。

イ 異なる事業の配分の場合

(ア) 各事業及び同一事業内において、複数の事業内容がある場合はその事業内容ごとに、要望額の小さい事業実施計画から順に並べた表を作成し、各事業の全ての事業実施計画の要望額の総額を算定する。

(イ) (ア) で算定した事業ごとの要望額の総額を各事業の事業実施計画の数で割り算して平均要望額を算定する。

(ウ) 各事業実施計画の要望額を(イ) で算定した平均要望額で割り算して得た全ての数値のうち、最も小さい数値順に順位付けを行う。

(エ) (ウ) の順位付けに従い各事業ごとの配分順を決定する。

- (3) (2) により、配分した結果、最後の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合には、当該事業実施計画の要望額の8割を下限とする範囲内で配分する。

2 配分結果の公表

1により配分した結果については、予算の要望があった都道府県に対して、次の項目を公表するものとする。

- (1) 都道府県別の要望件数
- (2) 都道府県別の配分対象件数

3 留意事項

- (1) 別表2に掲げる各事業の評価項目に定める配点基準に従ってポイントを与えられた事業実施計画が、そのポイントに該当する配点基準の内容と異なり、与えられたポイントを下回ることが明らかとなった場合は、事業を実施できないものとする。
- (2) 配分対象となった事業実施計画の実施を取りやめた場合は、当該年度及び次年度において同一の事業実施計画で要望することはできないものとする。ただし、自然災害等、やむを得ない事情があると地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。）が認める場合は、この限りではない。

第2 配分基準の考え方の見直し

本通知による配分基準の考え方については、事業の実施状況、総合的な政策推進の観点等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和4年12月8日から施行する。

別表 1

区 分	
推進事業	
	(1) 有機農業産地づくり推進緊急対策事業
	(2) バイオマス活用による持続可能なエネルギー導入・資材の調達対策のうちバイオマス地産地消の推進
科学技術振興事業	
	(3) グリーンな栽培体系への転換サポート
	(4) S D G s 対応型施設園芸確立
整備事業	
	(5) バイオマス活用による持続可能なエネルギー導入・資材の調達対策のうちバイオマス地産地消施設整備
	(6) バイオマス活用による持続可能なエネルギー導入・資材の調達対策のうち環境負荷の低減に寄与する資材の生産基盤強化対策

別表 2（事業実施計画に対する評価の基準）

1 共通項目

必須項目及び配点基準		ポイント
有効性	① みどりの食料システム戦略に掲げた K P I（重要業績評価指標）に貢献する取組となっているか。 ア K P I 達成に貢献する取組となっている。 イ K P I 達成に貢献する取組となっていない。	3 不選定
実現性	② 事業実施内容が、設定した目標の達成に資するものとなっており、適正に実施する体制及び能力を有し、役割分担、責任体制が明確となっているか。 ア 目標の達成、実現性の観点から適当と認められる。 イ 目標の達成、実現性の観点から適当でない。	3 不選定
先進性	③ 事業実施内容が地域に例を見ない先進的かつモデル的な取組となっており、将来的な波及効果が期待できるか。 ア 地域農業や地域経済への将来的な波及効果が期待できる。 イ 地域農業や地域経済への将来的な波及効果が期待できない。	3 不選定
普及性	④ 地域の実情や課題を踏まえた事業計画となっており、事業成果が他の模範となり、地域に広く普及することが期待できるか。 ア 地域に広く普及することが期待できる。 イ 地域に広く普及することが期待できない。	3 不選定
加算項目		
実施計画の認定	⑤ 事業実施主体の構成員又は、事業実施主体が設置する協議会等の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号。以下、「法」という。）に基づき、以下の計画の認定を受けている場合又は令和 5 年までに認定を受ける見込みがある場合。 ア 法第 19 条第 1 項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画 又は法第 21 条第 1 項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画 イ 法第 39 条第 1 項に規定する基盤確立事業実施計画 ウ ア及びイの両方の者を含む。	5 5 10
特定区域の設定	⑥ 事業実施地域が法第 16 条第 1 項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部若しくは一部を含む場合又は令和 5 年までに特定区域の設定が見込まれる場合。	10

2 事業別項目

1-1) 有機農業産地づくり推進緊急対策事業

⑦-1 から⑧-4 までのポイントの合計は28ポイントを上限とする。

評価項目及び配点基準			ポイント
⑦-1 有機農業面積拡大		以下のア～キからいずれか1つ選択する。	
	ア 有機農業の 面積拡大 (稲)	事業実施計画に記載した実施地域において有機農業実施計画の目標年次までに増加させる有機農業の面積 a 10ha 以上 b 7ha 以上 c 4ha 以上 d 1ha 以上	8 6 4 2
	イ 有機農業の 面積拡大 (麦・大豆・雑穀)	事業実施計画に記載した実施地域において有機農業実施計画の目標年次までに増加させる有機農業の面積 a 5ha 以上 b 3ha 以上 c 2ha 以上 d 1ha 以上	8 6 4 2
	ウ 有機農業の 面積拡大 (いも類・露地野菜)	事業実施計画に記載した実施地域において有機農業実施計画の目標年次までに増加させる有機農業の面積 a 2.0ha 以上 b 1.5ha 以上 c 1.0ha 以上 d 0.5ha 以上	8 6 4 2
	エ 有機農業の 面積拡大 (茶)	事業実施計画に記載した実施地域において有機農業実施計画の目標年次までに増加させる有機農業の面積 a 2.0ha 以上 b 1.5ha 以上 c 1.0ha 以上 d 0.5ha 以上	8 6 4 2

	オ 有機農業の 面積拡大 (果樹)	事業実施計画に記載した実施地域において有機農業実施計画の目標年次までに増加させる有機農業の面積 a 1.0ha 以上 b 0.7ha 以上 c 0.5ha 以上 d 0.3ha 以上	8 6 4 2
	カ 有機農業の 面積拡大 (施設園芸)	事業実施計画に記載した実施地域において有機農業実施計画の目標年次までに増加させる有機農業の面積 a 1.0ha 以上 b 0.7ha 以上 c 0.5ha 以上 d 0.3ha 以上	8 6 4 2
	キ 有機農業の 取組面積割合 拡大	事業実施計画に記載した実施地域における有機農業の取組面積割合を、有機農業実施計画の目標年次までに拡大 a 20ポイント以上 b 15ポイント以上 c 10ポイント以上 d 5ポイント以上	8 6 4 2
⑦－2 有機販売量拡大			
	有機農業で 生産された農産物等の 販売数量	事業実施計画に記載した実施地域における有機農産物等の販売数量（原則として重量とする）を実施計画の目標年次までに現在の有機農産物等の販売数量から拡大 a 11ポイント以上 b 7ポイント以上 c 5ポイント以上 d 3ポイント以上	8 6 4 2
⑦－3 有機農業者増加		以下のア、イの中から1つ選択する	
	ア 有機農業に取り 組む農業者数	事業実施計画に記載した実施地域における有機農業者数を有機農業実施計画の目標年次までに現在の有機農業者数から拡大 a 5人以上 b 3人以上	8 6

		c 2人以上 d 1人以上	4 2
	イ 有機農業に取り 組む農業者の割合	事業実施計画に記載した実施地域における有機農 業者の割合を有機農業実施計画の目標年次までに 拡大 a 5%以上 b 3%以上 c 2%以上 d 1%以上	8 6 4 2
⑧－1 有機農業の取組内容			
	国際的に行われている 有機農業	国際的に行われている有機農業の取組が含まれて いる事業実施計画書	2
⑧－2 地域を巻き込んだ取組			
	複数取組の実施	取組内容が生産関係、加工・流通関係、消費関係 の3項目以上となっている事業実施計画書	2
⑧－3 有機農業の栽培管理協定の締結			
	有機農業の栽培管理協定	事業実施主体又は事業実施主体に含まれる市町村 において、みどりの食料システム法第31条に基づ く有機農業を促進するための栽培管理に関する協 定が締結されている、又は締結する予定である	3
⑧－4 有機農業実施計画の推進			
	有機農業実施計画の策定	事業実施主体又は事業実施主体に含まれる市町村 において、有機農業実施計画が策定されている	5

1-2) 有機転換推進事業

評価項目及び配点基準			ポイント
⑦ 有機農業面積拡大	以下のア～キからいずれか1つ選択する。		
	ア 有機農業の 面積拡大 (稲)	事業実施地域において実施計画の目標年次までに 増加させる新たな有機農業の面積 A 10ha以上 b 7ha以上 c 4ha以上 d 1ha以上	20 15 10 5
	イ 有機農業の	事業実施地域において実施計画の目標年次までに	

面積拡大 (麦・大豆・雑穀)	増加させる新たな有機農業の面積 a 5 ha 以上 b 3 ha 以上 c 2 ha 以上 d 1 ha 以上	2 0 1 5 1 0 5
ウ 有機農業の 面積拡大 (いも類・露地野菜)	事業実施地域において実施計画の目標年次までに 増加させる新たな有機農業の面積 a 2.0 ha 以上 b 1.5 ha 以上 c 1.0 ha 以上 d 0.5 ha 以上	2 0 1 5 1 0 5
エ 有機農業の 面積拡大 (茶)	事業実施地域において実施計画の目標年次までに 増加させる新たな有機農業の面積 a 2.0 ha 以上 b 1.5 ha 以上 c 1.0 ha 以上 d 0.5 ha 以上	2 0 1 5 1 0 5
オ 有機農業の 面積拡大 (果樹)	事業実施地域において実施計画の目標年次までに 増加させる新たな有機農業の面積 a 1.0 ha 以上 b 0.7 ha 以上 c 0.5 ha 以上 d 0.3 ha 以上	2 0 1 5 1 0 5
カ 有機農業の 面積拡大 (施設園芸)	事業実施地域において実施計画の目標年次までに 増加させる新たな有機農業の面積 a 1.0 ha 以上 b 0.7 ha 以上 c 0.5 ha 以上 d 0.3 ha 以上	2 0 1 5 1 0 5

	キ 有機農業の 取組面積割合 拡大	事業実施地域における有機農業の取組面積割合を、実施計画の目標年次までに拡大 a 20ポイント以上 b 15ポイント以上 c 10ポイント以上 d 5ポイント以上	20 15 10 5
⑧	有機農業者増加	以下のア、イの中から1つ選択する	
	ア 有機農業に取り 組む農業者数	事業実施地域における有機農業者数を目標年次までに現在の有機農業者数から拡大 a 5人以上 b 3人以上 c 2人以上 d 1人以上	8 6 4 2
	イ 有機農業に取り 組む農業者の割合	事業実施地域における有機農業者の割合を目標年次までに拡大 a 5%以上 b 3%以上 c 2%以上 d 1%以上	8 6 4 2

2) バイオマス活用による持続可能なエネルギー導入・資材の調達対策のうちバイオマス地産地消の推進

評価項目及び配点基準		ポイント
⑦	関連性・継続性・有効性・地域性	
関連性	ア 他の施策と連携している取組であるか。	
	a 事業実施主体の所在する都道府県が「都道府県バイオマス活用推進計画」（類似の計画を含む。）を策定している。	5
	b 事業実施主体の所在する市町村が「市町村バイオマス活用推進計画」又は「バイオマス産業都市構想」（類似の計画を含む。）を策定している。	5
	c 事業実施主体の所在する市町村が「農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画」を策定している。	5
	d 事業実施主体の所在する市町村が脱炭素先行地域に選定されている。	5
	※ aからdまでのいずれかに該当した場合に最大5ポイントを加算できるものとする。	

継続性	イ 単発的な活動でなく、事業の継続性は見られるか。 a バイオマス地産地消に係る事業の継続性が十分期待できる。 b バイオマス地産地消に係る事業の継続性が概ね期待できる。 c 事業の継続性が期待できない。	4 2 不選定
有効性	ウ 事業の目的が「バイオマス活用推進基本計画」に基づき、バイオマス利用率・利用量の向上に資するものとなっているか。 a 目的が「バイオマス活用推進基本計画」に基づき、バイオマス利用率・利用量の向上に資するものとなっている。 b 目的が「バイオマス活用推進基本計画」に基づき、バイオマス利用率・利用量の向上に資するものとなっていない。	4 不選定
	エ 事業の目的が、地域の課題を捉え、課題を踏まえたものとなっているか。 a 課題の捉え方が正確であり、目的が課題に適切に対応している。 b 課題を捉え、目的が概ね課題に対応している。 c 現状の把握、課題の把握が行われていない。	4 2 不選定
地域性	オ 事業内容が地域内のバイオ液肥等活用の推進や地域の災害レジリエンス強化など、地域に裨益する成果が見込まれるか。 a 地域住民や自治体と連携がとれ、十分な裨益効果が期待される。 b 地域住民や自治体等との連携がとれ、ある程度の裨益効果が期待される。 c 地域への裨益効果が期待できない。	4 2 不選定
⑧ 生産性		
生産性	ア 事業内容について、バイオ液肥等が複数の作物種や複数の農家に活用される取組となっているか。 a バイオ液肥等が複数の作物種及び複数の農家へ活用される取組となっている。 b バイオ液肥等が複数の作物種あるいは複数の農家へ活用される取組となっている。 c バイオ液肥等が複数の作物種及び複数の農家へ活用される取組となっていない。	7 3 不選定

3) グリーンな栽培体系への転換サポート

評価項目及び配点基準		ポイント
⑦ 取組ポイント (24点満点)	i) 環境負荷低減の取組と ii) 省力化に資する技術から1項目ずつ選択し、24点満点となるように加算する。	
i) 環境負荷低減の取組 (15点満点)	以下のア～クからいずれか一つ選択する。 なお、事業実施計画において、複数の環境	

	負荷低減の取組を実施することとしている場合は、主に検証する取組内容に近いものを選択する。この場合、取組ポイントを2ポイント加算する（アを選択する場合を除く）。	
ア 有機農業	事業実施計画における取組内容が、有機農業の栽培体系を検討する取組となっている。 a 有機農業の栽培体系を検討する内容となっている。	1 5
イ 化学農薬の使用量低減	事業実施計画における取組内容が、現在の栽培体系から化学農薬の使用量を低減する栽培体系を検討する取組となっている。 a 次の（１）～（５）のうち、２つ以上の取組となっている。 b 次の（１）～（５）のうち、いずれか１つの取組となっている。 （１）土壌くん蒸剤による人や環境に対するリスクをより下げる栽培体系の検討 （２）化学農薬以外の防除方法を取り入れ、化学農薬の人や環境に対するリスクをより下げる栽培体系の検討 （３）化学農薬の成分使用回数の低減により化学農薬の人や環境に対するリスクをより下げる栽培体系の検討 （４）人や環境に対するリスクがより低い代替農薬への切替の検討 （５）人や環境に対するリスクがより低い化学農薬散布技術の導入の検討 ただし、有効成分での使用量とADIを基としたリスク換算係数をかけたリスク換算値が、現在の栽培体系から増加する取組については取組の対象としない。	1 3 1 1
ウ 化学肥料の使用量低減	事業実施計画における取組内容が、現在の栽培体系から化学肥料の使用量を低減する栽培体系を検討する取組となっている。 a 土壌分析に基づく適正施肥、有機質資材の取り入れ又は局所施肥技術の取り入れにより、化学肥料の使用量を低減する栽培体	1 3

	系を検討 b 現在の栽培体系から更に化学肥料の使用量を低減する栽培体系の検討	1 1
エ 温室効果ガスの削減 (水田からのメタンの排出削減)	事業実施計画における取組内容が、水田からのメタンの排出削減に資する技術を1つ以上取り入れた栽培体系を検討する取組となっている。なお、中干し期間の延長又は秋耕のいずれか1つ以上に取り組むこと。 a 2つ以上 b 1つ	1 3 1 1
オ 温室効果ガスの削減 (CO ₂ 、N ₂ O の排出削減)	事業実施計画における取組内容が、CO ₂ の削減に資する技術、N ₂ O の削減に資する技術を1つ以上取り入れた栽培体系を検討する取組となっている。 a 2つ以上 b 1つ	1 3 1 1
カ 温室効果ガスの削減 (バイオ炭の農地施用)	事業実施計画における取組内容がバイオ炭施用を新たに取り入れることを検討する取組となっている。 a 地域内の未利用資源を原料としたバイオ炭を施用する栽培体系を検討 b バイオ炭を施用する栽培体系を検討	1 3 1 1
キ 温室効果ガスの削減 (石油由来資材からの転換)	事業実施計画において検証しようとする温室効果ガスの削減に資する技術について、カーボンニュートラルへの貢献を目指して石油由来資材からバイオマス由来資材への転換を検討する取組となっていること。 a バイオマス由来資材に転換、又は石油由来資材を使用しない代替技術による栽培体系を検討 b バイオマス由来を含む資材に転換する栽培体系を検討	1 3 1 1
ク 温室効果ガスの削減 (プラスチック被覆肥料対策)	事業実施計画における取組内容が、プラスチック被覆肥料の使用量低減又はプラスチック被覆肥料殻の流出防止に資する技術を新たに取り入れることを検討する取組となっている。 a 代替技術によりプラスチック被覆肥料の使用量を低減する栽培体系を	1 3

		検討する取組となっている。 b プラスチック被覆肥料の被膜殻のほ場外への流出を防止する栽培体系を検討する取組となっている。	1 1
ii) 省力化に資する技術 (9点満点)		事業実施計画において取り組むこととしている省力化に資する技術について、期待される効果に近いもの又は取り入れる技術数に応じて、次のア～エからいずれか1項目選択する。	
	ア 作業時間低減	事業実施計画において取り入れることとしている省力化技術について、導入する作業工程における10a 当たり作業時間の低減割合の見込みが5%以上低減 a 35%以上 9 b 30%以上 8 c 25%以上 7 d 20%以上 6 e 15%以上 5 f 10%以上 4 g 5%以上 3	
	イ 作業工程削減	事業実施計画において取り入れることとしている省力化技術を導入することで、栽培体系における作業工程の削減見込みが1工程以上削減 a 3工程以上 9 b 2工程以上 7 c 1工程以上 5 ※耕起と播種を同時に行う場合も2工程→1工程（1工程減）と考える。 ※IPMを取り入れることで農薬散布等の回数が削減される場合は、削減された回数分、工程削減と考える。	
	ウ 作業人員削減	事業実施計画において取り入れることとしている省力化技術について、導入する作業工程における作業人員の削減見込みが1割以上削減 a 5割以上 9 b 3割以上 7 c 1割以上 5	

		事業実施計画において取り入れることとしている省力化技術が1つ以上 a 新たに取り入れる技術が3つ以上 9 b 新たに取り入れる技術が2つ 7 c 新たに取り入れる技術が1つ 5 d 既に先端技術※を取り入れている 3 ※ロボット、AI、ICT等の先端技術 ※a～cの「技術」については、先端技術に限らない。	
⑧ 普及目標ポイント (4点満点)		次のア～ツからいずれか1つ選択する。複数の品目で取組を実施する場合は、主に検証する品目の面積を選択する。	
ア 稲 (有機農業)	産地において、事業実施計画に記載した、産地戦略の目標年次までに普及(拡大)を目指すグリーンな栽培体系(有機農業)の面積 a 10ha以上 4 b 7ha以上 3 c 4ha以上 2 d 1ha以上 1 e 1ha未満 0		
イ 稲 (有機農業以外)	産地において、事業実施計画に記載した、産地戦略の目標年次までに普及(拡大)を目指すグリーンな栽培体系(有機農業以外)の面積 a 70ha以上 4 b 50ha以上 3 c 30ha以上 2 d 10ha以上 1 e 10ha未満 0		
ウ 麦・豆類・そば (有機農業)	産地において、事業実施計画に記載した、産地戦略の目標年次までに普及(拡大)を目指すグリーンな栽培体系(有機農業)の面積 a 4ha以上 4 b 3ha以上 3 c 2ha以上 2 d 1ha以上 1 e 1ha未満 0		

エ 麦・豆類・そば (有機農業以外)	産地において、事業実施計画に記載した、産地戦略の目標年次までに普及（拡大）を目指すグリーンな栽培体系（有機農業以外）の面積 a 20ha 以上 b 15ha 以上 c 10ha 以上 d 5ha 以上 e 5ha 未満	4 3 2 1 0
オ いも類・露地野菜 (有機農業)	産地において、事業実施計画に記載した、産地戦略の目標年次までに普及（拡大）を目指すグリーンな栽培体系（有機農業）の面積 a 2.0ha 以上 b 1.5ha 以上 c 1.0ha 以上 d 0.5ha 以上 e 0.5ha 未満	4 3 2 1 0
カ いも類・露地野菜 (有機農業以外)	産地において、事業実施計画に記載した、産地戦略の目標年次までに普及（拡大）を目指すグリーンな栽培体系（有機農業以外）の面積 a 15ha 以上 b 10ha 以上 c 5ha 以上 d 1ha 以上 e 1ha 未満	4 3 2 1 0
キ 茶 (有機農業)	産地において、事業実施計画に記載した、産地戦略の目標年次までに普及（拡大）を目指すグリーンな栽培体系（有機農業）の面積 a 2.0ha 以上 b 1.5ha 以上 c 1.0ha 以上 d 0.5ha 以上 e 0.5ha 未満	4 3 2 1 0
ク 茶 (有機農業以外)	産地において、事業実施計画に記載した、産地戦略の目標年次までに普及（拡大）を目指すグリーンな栽培体系（有機農業以外）の面積 a 10ha 以上 b 7ha 以上 c 4ha 以上	4 3 2

	d 1 ha 以上 e 1 ha 未満	1 0
ケ 果樹 (有機農業)	産地において、事業実施計画に記載した、産地戦略の目標年次までに普及（拡大）を目指すグリーンな栽培体系（有機農業）の面積 a 1.0 ha 以上 b 0.7 ha 以上 c 0.4 ha 以上 d 0.1 ha 以上 e 0.1 ha 未満	4 3 2 1 0
コ 果樹 (有機農業以外)	産地において、事業実施計画に記載した、産地戦略の目標年次までに普及（拡大）を目指すグリーンな栽培体系（有機農業以外）の面積 a 1.0 ha 以上 b 0.7 ha 以上 c 0.4 ha 以上 d 0.1 ha 以上 e 0.1 ha 未満	4 3 2 1 0
サ 施設園芸 (有機農業)	産地において、事業実施計画に記載した、産地戦略の目標年次までに普及（拡大）を目指すグリーンな栽培体系（有機農業）の面積 a 1.0 ha 以上 b 0.7 ha 以上 c 0.4 ha 以上 d 0.1 ha 以上 e 0.1 ha 未満	4 3 2 1 0
シ 施設園芸 (有機農業以外)	産地において、事業実施計画に記載した、産地戦略の目標年次までに普及（拡大）を目指すグリーンな栽培体系（有機農業以外）の面積 a 0.7 ha 以上 b 0.5 ha 以上 c 0.3 ha 以上 d 0.1 ha 以上 e 0.1 ha 未満	4 3 2 1 0
ス その他 (有機農業)	産地において、事業実施計画に記載した、産地戦略の目標年次までに普及（拡大）を目指すグリーンな栽培体系（有機農業）の面積	

	a 1.0 ha 以上 b 0.7 ha 以上 c 0.4 ha 以上 d 0.1 ha 以上 e 0.1 ha 未満	4 3 2 1 0
セ その他 (有機農業以外)	産地において、事業実施計画に記載した、産地戦略の目標年次までに普及（拡大）を目指すグリーンな栽培体系（有機農業以外）の面積 a 10 ha 以上 b 7 ha 以上 c 4 ha 以上 d 1 ha 以上 e 1 ha 未満	4 3 2 1 0
ソ 有機農業面積 割合拡大	産地において、事業実施計画に記載した、産地戦略の目標年次における、対象品目の作付目標面積に占めるグリーンな栽培体系（有機農業）に取り組む目標面積の割合が、現状、対象品目の作付面積に占める環境にやさしい栽培体系に取り組む面積の割合から拡大。 a 20 ポイント以上 b 15 ポイント以上 c 10 ポイント以上 d 5 ポイント以上 e 5 ポイント未満 ※現在、取組を行っていない場合は、現状の割合を0%としてカウントする。	4 3 2 1 0
タ 有機農業以外 面積割合拡大	産地において、事業実施計画に記載した、産地戦略の目標年次における、対象品目の作付目標面積に占めるグリーンな栽培体系（有機農業以外）に取り組む目標面積の割合が、現状、対象品目の作付面積に占める環境にやさしい栽培体系に取り組む面積の割合から拡大。 a 40 ポイント以上 b 30 ポイント以上 c 20 ポイント以上 d 10 ポイント以上 e 10 ポイント未満 ※現在、取組を行っていない場合は、現状の割	4 3 2 1 0

		合を 0 % としてカウントする。	
	チ 野菜 (加工・業務向け割合)	産地において、事業計画に記載した、産地戦略の目標年次における、グリーンな栽培体系に取り組む当該品目の全出荷量に占める加工・業務向けの割合を 5 ポイント以上増加。 a 20 ポイント増加 b 15 ポイント増加 c 10 ポイント増加 d 5 ポイント増加 e 5 ポイント未満 ※現在、取組を行っていない場合は、現状の割合を 0 % としてカウントする。	4 3 2 1 0
	ツ 果樹 (加工・業務向け割合)	産地において、事業計画に記載した、産地戦略の目標年次における、グリーンな栽培体系に取り組む当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める加工・業務向けの割合を 3 ポイント以上増加。 a 12 ポイント以上増加 b 9 ポイント以上増加 c 6 ポイント以上増加 d 3 ポイント以上増加 e 3 ポイント未満 ※現在、取組を行っていない場合は、現状の割合を 0 % としてカウントする。	4 3 2 1 0

4) SDGs 対応型施設園芸確立

評価項目及び配点基準		ポイント
⑦ 化石燃料削減に繋がる施設園芸確立に向けた取組の波及効果		(14 点満点)
新技術	ア 交付等要綱別記 4 第 1 の 1 (4) の新技術の導入による実証において、従来の栽培様式と比較して化石燃料使用量を 50%以上低減が見込まれる。	
	a 75 % 以上～100 % 以下 b 50 % 以上～75 % 未満	7 5

モデル産地の農業者の構成人数	イ モデル産地を育成するため、農業者が協議会に十分な人数参画しているか。該当する取組みに応じて、（１）又は（２）より選択する。 （１）交付等要綱別記４第１の１（５）省エネ機器設備・資材の導入に取り組まない場合、２戸以上参画 a ５戸以上 7 b ４戸以上 5 c ３戸以上 3 d ２戸以上 1 （２）交付等要綱別記４第１の１（５）省エネ機器設備・資材の導入に取り組む場合、５戸以上参画 a ２０戸以上 7 b １５戸以上 5 c １０戸以上 3 d ５戸以上 1	
⑧ モデル産地で掲げる成果目標		(14 点満点)
成果目標の水準（脱炭素化への農業経営の転換）	ア 成果目標の水準について、以下（１）及び（２）の各々を合計したポイントとする。ただし、協議会内で複数品目において成果目標を定める場合は、各々ポイントの高い品目を採択ポイントとする。 （１）化石燃料（Ａ重油等）の使用量の 15%以上の削減 a 60%以上 7 b 45%以上 5 c 30%以上 3 d 15%以上 1 （２）単収当たりの化石燃料（Ａ重油等）使用量の 15%以上の削減 a 60%以上 7 b 45%以上 5 c 30%以上 3 d 15%以上 1	

5) バイオマス活用による持続可能なエネルギー導入・資材の調達対策のうちバイオマス産地消施設整備

評価項目及び配点基準		ポイント
⑦ 関連性		
関連性	ア 他の施策と連携している取組であるか。次の項目のいずれかに該当する場合、当該ポイントを加算する。（複数選択不可） a 事業実施地域の所在する市町村が策定する「バイオマス産業都市構想」に位置付けられた事業化プロジェクトと連携している。 b 以下に掲げるいずれかの施策等と連携している。 （１）事業実施地域の所在する都道府県が策定する「都道府県バイオマス活用推進計画」（類似の計画を含む。）に位置付けられた取組 （２）事業実施地域の所在する市町村が策定する「市町村バイオマス活用推進計画」（類似の計画を含む。）に位置付けられた取組 （３）「分散型エネルギーインフラプロジェクト」に基づくマスタープランに位置付けられた取組 （４）「バイオ戦略」に基づき選定された地域バイオコミュニティの形成に資する取組 （５）事業実施地域の所在する市町村が策定する農山漁村再生可能エネルギー法（平成 25 年法律第 81 号）に基づく基本計画に位置付けられた取組 （６）事業実施地域の所在する都道府県が「中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱」に基づき策定する「地域別農業振興計画」に位置付けられた取組 （７）事業実施地域の所在する市町村が脱炭素先行地域に選定されており、地域脱炭素の実現に資する取組 c a 又は b のいずれにも属さない場合において、事業実施計画書に、事業実施地域の属する都道府県内において他団体の模範となるような複数の具体的波及効果に関する記載がある。	7 5 3
	⑧ 安定性・確実性	

安定性	ア 事業実施主体の財務状況基盤は安定しているか（a から c までのいずれかを選択すること。） ※決算（事業）報告書又は財務状況に関する資料の確認ができない場合、不選定とする。 a 事業実施主体がバイオマス利活用施設の整備を目的として新たに設立された関係会社等であり、事業実施に伴い事業実施主体に発生する債務について事業実施主体の親会社等の保証が得られていない場合 （１）事業実施主体の直近の経常損益が３年連続黒字であり、かつ、直近の決算において累積損失がない。 4 （２）事業実施主体の直近３年の経常損益のうち１年以上黒字であり、かつ、直近の決算において債務超過となっていない。 2 （３）事業実施主体の直近３年の経常損益が３年連続赤字となっている、又は、直近の決算において債務超過となっている。 不選定 b 事業実施主体がバイオマス利活用施設の整備を目的として新たに設立された関係会社等であり、事業実施に伴い事業実施主体に発生する債務について事業実施主体の親会社等の保証が得られている場合 （１）親会社等の直近３年の経常損益が３年連続黒字であり、かつ、直近の決算において累積損失がない。 4 （２）親会社等の直近３年の経常損益のうち１年以上黒字、かつ、直近の決算において債務超過となっていない。（（１）は除く） 2 （３）親会社等の直近３年の経常損益が３年連続赤字となっている、又は、直近の決算において債務超過となっている。 不選定 c a 及び b 以外の場合 （１）事業実施主体の直近３年の経常損益が３年連続黒字であり、かつ、直近の決算において累積損失がない、又は、事業実施主体が地方公共団体である。 4 （２）事業実施主体の直近３年の経常損益のうち１年以上が黒字、かつ、直近の決算において債務超過となっていない。（（１）は除く） 2 （３）事業実施主体の直近３年の経常損益が３年連続赤字となっている又は、直近の決算において債務超過となっている。 不選定	
確実性	イ 事業実施要件は具備されているか。 a 融資機関等との協議により資金調達計画ができており、かつ、契約書等により、施設用地が確保されている。 5 b 融資機関等との協議により資金調達計画ができており、かつ、施設用地の交渉中であり、確保される見込みがある。 2 c 資金調達計画ができていない、又は、施設用地の確保が見込まれない。 不選定	

	ウ 原料の調達（調達体制）は確立されているか。	a 計画量の全量に対し、原料調達先や原料の収集・運搬者との間で、契約書や同意書等により調達の確約がとれている。	4
		b 計画量の一部に対し、原料調達先や原料の収集・運搬者との間で契約書や同意書等により調達の確約がとれており、それ以外からも今後調達する見込みがある。	2
		c 原料調達先や原料の収集・運搬者との間で、契約書や同意書等による調達の確約がとれていない。	不選定
	エ 製造された製品等（副産物を含む。）の販路、利用先の確保はされているか。	a 計画量の全量に対し、販売先や利用先との間で、契約書や同意書等により、販売・利用の確約がとれている。	4
		b 計画量の一部に対し、販売先や利用先との間で、契約書や同意書等により、販売・利用の確約がとれており、それ以外についても、今後、販売・利用する見込みがある。	2
		c 販売先や利用先との間で、契約書や同意書等による販売・利用の確約がとれていない。	不選定
	オ 事業を適格に実施するための専門性はあるか。	a 工事の施工管理及び施設の運営管理に関し、専門的知見、経験等を有した責任者のほか、専門的知見、経験等を有した技術者を配置している。	4
		b 工事の施工管理及び施設の運営管理に関し、専門的知見、経験等を有した責任者はいないが、技術者を配置しているか、又は他の事業者等の技術協力が得られる体制となっている。	1
		c 工事の施工管理及び施設の運営管理に関し、専門的知見、経験等を有した者がおらず、かつ技術協力が得られる体制にない。	不選定

6) バイオマス活用による持続可能なエネルギー導入・資材の調達対策のうち環境負荷の低減に寄与する資材の生産基盤強化対策

評価項目及び配点基準		ポイント
波及性・先	ア 事業により生産する代替肥料を広域に流通させる計画となっているか。	
	a 都道府県域を越えて普及拡大を図る計画となっている。	3
	b 地域の農業協同組合の管轄区域を越えるなど、従来の商圈と比べて広域的に普及拡大を図る計画となっている。	1
	c a、b 以外の計画	不選定

進 性	イ 代替肥料に利用する原材料の種類、利活用方法、流通量の規模について先進的な計画となっているか。 a 都道府県内に類似の取組がみられない。 b 都道府県内に類似の取組がみられる。	2 不選定
安 定 性	ウ 事業実施主体の財務状況基盤は安定しているか（a から c までのいずれかを選択すること。） ※決算（事業）報告書又は財務状況に関する資料の確認ができない場合、不選定とする。 a 事業実施主体が施設の整備を目的として新たに設立された関係会社等であり、事業実施に伴い事業実施主体に発生する債務について事業実施主体の親会社等の保証が得られていない場合 （1）事業実施主体の直近の経常損益が3年連続黒字であり、かつ、直近の決算において累積損失がない。 （2）事業実施主体の直近3年の経常損益のうち1年以上黒字であり、かつ、直近の決算において債務超過となっていない。 （3）事業実施主体の直近3年の経常損益が3年連続赤字となっている、又は、直近の決算において債務超過となっている。 b 事業実施主体が施設の整備を目的として新たに設立された関係会社等であり、事業実施に伴い事業実施主体に発生する債務について事業実施主体の親会社等の保証が得られている場合 （1）親会社等の直近3年の経常損益が3年連続黒字であり、かつ、直近の決算において累積損失がない。 （2）親会社等の直近3年の経常損益のうち1年以上黒字、かつ、直近の決算において債務超過となっていない。（（1）は除く） （3）親会社等の直近3年の経常損益が3年連続赤字となっている、又は、直近の決算において債務超過となっている。 c a 及び b 以外の場合 （1）事業実施主体の直近3年の経常損益が3年連続黒字であり、かつ、直近の決算において累積損失がない、又は、事業実施主体が地方公共団体である。 （2）事業実施主体の直近3年の経常損益のうち1年以上が黒字、かつ、直近の決算において債務超過となっていない。（（1）は除く） （3）事業実施主体の直近3年の経常損益が3年連続赤字となっている又は、直近の決算において債務超過となっている。	4 2 不選定 4 2 不選定 4 2 不選定
確 実 性	エ 必要な資金が担保されているか。 a 融資機関等との協議により資金調達計画ができており、かつ、契約書等により、施設用地が確保されている。	5

	b 融資機関等との協議により資金調達計画ができており、かつ、施設用地の交渉中であり、確保される見込みがある。	2
	c 資金調達計画ができていない、又は、施設用地の確保が見込まれない。	不選定
	オ 原料の調達（調達体制）は確立されているか。	
	a 計画量の全量に対し、原料調達先や原料の収集・運搬者との間で、契約書や同意書等により調達の確約がとれている。	4
	b 計画量の一部に対し、原料調達先や原料の収集・運搬者との間で契約書や同意書等により調達の確約がとれており、それ以外からも今後調達する見込みがある。	2
	c 原料調達先や原料の収集・運搬者との間で、契約書や同意書等による調達の確約がとれていない。	不選定
	カ 製造された製品の販路、利用先の確保はされているか。	
	a 計画量の全量に対し、販売先や利用先との間で、契約書や同意書等により、販売・利用の確約がとれている。	4
	b 計画量の一部に対し、販売先や利用先との間で、契約書や同意書等により、販売・利用の確約がとれており、それ以外についても、今後、販売・利用する見込みがある。	2
	c 販売先や利用先との間で、契約書や同意書等による販売・利用の確約がとれていない。	不選定
	キ 事業を適格に実施するための専門性はあるか。	
	a 工事の施工管理及び施設の運営管理に関し、専門的知見、経験等を有した責任者のほか、専門的知見、経験等を有した技術者を配置している。	4 1
	b 工事の施工管理及び施設の運営管理に関し、専門的知見、経験等を有した責任者はいないが、技術者を配置しているか、又は他の事業者等の技術協力が得られる体制となっている。	不選定
	c 工事の施工管理及び施設の運営管理に関し、専門的知見、経験等を有した者がおらず、かつ技術協力が得られる体制にない。	
	ク その他の事業実施要件が具備されているか。	
	a 要件を満たしている。	2
	b 要件をみたしていない。	不選定